

令和7年（2025年）4月13日執行

宝塚市長選挙

及び

宝塚市議会議員補欠選挙

候補者のしおり

宝塚市選挙管理委員会

直通 (0797) 77-2032

電話 市役所 (0797) 71-1141 (代)

内線 2131～2134・2140

まえがき

このしおりは、宝塚市長選挙及び宝塚市議会議員補欠選挙の立候補の手続き及び選挙運動等について、簡単に収録したものですので、もとより、これをもって十分とはいえません。詳しくは、配布している冊子の「地方選挙早わかり」を参考にしてください。なお、各種の届出又は法令の解釈等にご不明の点がありましたら、選挙管理委員会へお問い合わせください。

凡 例

1 法令は、次の略称による

法	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
令	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
規則	公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）
臨特法	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）
市規	選挙関係事務執行規程（昭和41年宝選管告示第9号）
ポス掲条例	宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第73号）
公報条例	宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成3年条例第1号）
自動車条例	宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成6年条例第3号）
ポスター条例	宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第4号）
ビラ条例	宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年条例第37号）
県規	公職選挙執行規程（昭和47年兵選管告示第43号）
郵規	公職選挙郵便規則（昭和25年郵政省令第4号）
郵告	公職選挙郵便規則(昭和25年郵政省令第4号)第2条第1項の規定に基づき公職の候補者に対し通常葉書を交付する支店及び同令第3条の2第1項の規定に基づき政党その他の政治団体に対し通常葉書を販売する支店（平成20年郵便事業株式会社公告）
規正法	政治資金規正法（昭和23年法律第194号）
地自法	地方自治法（昭和22年法律第67号）
地自令	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

2 法令の表現は、次の例による

(例) 法140の2②（公職選挙法第140条の2第2項）

目 次

宝塚市長選挙及び宝塚市議会議員補欠選挙参考事項	・・・・・・・・ 1
立候補届出に要する書類	・・・・・・・・ 2
立候補届出後直ちに交付を受けるもの	・・・・・・・・ 2
第1章 総括的事項	・・・・・・・・ 3
1 選挙執行に関する主な日程	・・・・・・・・ 3
2 選挙長の氏名及び職務を行う場所	・・・・・・・・ 4
3 選挙に関する届出等の時間	・・・・・・・・ 4
第2章 候補者となるためには	・・・・・・・・ 5
1 公職の候補者としての資格	・・・・・・・・ 5
2 立候補届出等の方法	・・・・・・・・ 5
3 通称の使用	・・・・・・・・ 7
4 立候補届出後直ちに交付するもの	・・・・・・・・ 8
5 候補者の申請に応じて交付する証明書等	・・・・・・・・ 8
(記載例) 立候補届出書・通称認定申請書	・・ 9、10
第3章 選挙運動用各種表示物の再交付等	・・・・・・・・ 11
第4章 供託	・・・・・・・・ 12
1 供託物	・・・・・・・・ 12
2 供託者	・・・・・・・・ 12
3 供託手続	・・・・・・・・ 12
4 供託物の没収	・・・・・・・・ 12
5 供託物の返還	・・・・・・・・ 12
6 供託物の返還請求手続	・・・・・・・・ 12
第5章 事前運動の禁止と立候補準備行為	・・・・・・・・ 13
1 事前運動の禁止	・・・・・・・・ 13
2 立候補準備行為	・・・・・・・・ 13
第6章 候補者となつてからの届出・申請等	・・・・・・・・ 14

1	届出等の種類及び時期	・・・・・・	14
2	届出等の方法	・・・・・・	14
第7章 選挙公報掲載文原稿記載上の注意事項		・・・・・・	22
1	書面による原稿提出の場合	・・・・・・	22
2	電子データによる原稿提出の場合	・・・・・・	23
3	「こえ」の選挙のお知らせについて	・・・・・・	25
4	その他	・・・・・・	25
第8章 選挙運動		・・・・・・	26
第9章 選挙運動の費用		・・・・・・	39
1	選挙運動費用の最高制限額	・・・・・・	39
2	出納責任者の職務	・・・・・・	39
3	支出金額の最高額の決定	・・・・・・	40
4	会計帳簿の整備	・・・・・・	40
5	会計帳簿の記載要領	・・・・・・	40
6	収支報告書の記載及び提出	・・・・・・	41
7	収支報告書の添付書類	・・・・・・	41
8	選挙運動費用とみなされない支出	・・・・・・	41
9	選挙運動に従事する者に支給できる実費弁償、選挙運動のために使用する労務者の報酬及び実費弁償等	・・・・・・	43
10	帳簿及び書類の保存	・・・・・・	43
11	寄附の禁止	・・・・・・	44
第10章 個人演説会公営施設一覧		・・・・・・	46
第11章 政治活動 ※市長選挙候補者のみ		・・・・・・	48

宝塚市長選挙及び宝塚市議会議員補欠選挙参考事項

告示日 令和7年4月6日（日）

投票日 令和7年4月13日（日）

選挙会 令和7年4月13日（日）

選挙運動期間 令和7年4月6日（日）～令和7年4月12日（土）

○ 各種届出、報告一覧

区分	事 項	期間又は期限	届出・申請先
立候補	立候補又は推薦届出	4月6日のみ	選挙長
	供託	あらかじめ	法務局支局
	立候補の辞退	4月6日のみ	選挙長
	戸籍謄本又は抄本	あらかじめ	本籍地市区町村
	所属党派等証明書	あらかじめ	各党本部等
立会人	選挙立会人の届出	4月10日まで	選挙長
選 挙 運 動	選挙事務所	設置又は異動の つど直ちに	市選挙管理委員会
	通常はがきの交付・差出	選挙運動期間中	宝塚郵便局
	選挙公報の掲載申請	4月6日のみ	市選挙管理委員会
	新聞広告	選挙運動期間中	新聞社
	公営施設使用の 個人演説会開催申出	開催日前2日まで (告示日以降)	市選挙管理委員会
選 挙 運 動 費 用	出納責任者の選任・異動 及び職務代行届	選任・異動及び職 務代行後直ちに	市選挙管理委員会
	選挙運動事務員等届	使用の前に	市選挙管理委員会
	選挙運動費用の 収支報告書（第1回分）	4月28日まで	市選挙管理委員会

立候補届出に要する書類

- 1 本人が届け出る場合
 - (1) 候補者届出書（本人届出）
 - (2) 供託証明書
 - (3) 宣誓書
 - (4) 所属党派（政治団体）証明書
 - (5) 戸籍謄本又は抄本
 - (6) 通称認定申請書
 - (7) 候補者経歴等調書
 - (8) 住民票の写し
- 2 推薦届出者が届け出る場合
 - (1) 候補者届出書（推薦届出）
 - (2) 候補者推薦届出承諾書
 - (3) 選挙人名簿登録証明書（推薦届出者のもの）
 - (4) 供託証明書（推薦届出者名のもの）
 - (5) 宣誓書
 - (6) 所属党派（政治団体）証明書
 - (7) 戸籍謄本又は抄本
 - (8) 通称認定申請書
 - (9) 候補者経歴等調書
 - (10) 住民票の写し

立候補届出後直ちに交付を受けるもの

- | | | | |
|----|------------------------|----------------------|-----|
| 1 | 選挙運動用自動車（船舶）の表示物 | （候補者名を記入してください） | 1枚 |
| 2 | 選挙運動用拡声機の表示物 | （候補者名を記入してください） | 1枚 |
| 3 | 街頭演説用標旗 | （候補者名を記入してください） | 1流 |
| 4 | 選挙運動員（乗車・船）用腕章 | （候補者名を記入してください） | 4本 |
| 5 | 選挙運動員（街頭演説）用腕章 | （候補者名を記入してください） | 11本 |
| 6 | 候補者用通常葉書使用証明書（再発行はしない） | | 1枚 |
| 7 | 選挙運動用通常葉書差出票（再発行はしない） | ※市長40枚 市議補10枚 | |
| 8 | 新聞広告掲載証明書（再発行はしない） | | 2枚 |
| 9 | 通称使用認定書（通称使用者のみ） | | 1枚 |
| 10 | 選挙運動用ビラ証紙 | ※市長16,000枚 市議補4,000枚 | |

第1章 総括的事項

1 選挙執行に関する主な日程

(1) 選挙人名簿の選挙時登録

基準日 4月5日(土) (ただし年齢については、4月13日(日))

登録日 4月5日(土)

(2) 告示日 **4月6日(日)**

選挙執行の告示によって候補者届出の受付が始まり、その後の選挙運動が開始されます。

(3) 立候補届出期間 **4月6日(日) 午前8時30分から午後5時**をもって

立候補届出の受付が締切られます。

立候補の辞退もこの後はできません。

(4) 選挙公報の掲載申請期限 **4月6日(日) 午後5時まで**

※ 「こえ」の選挙のお知らせ申請期限

3月31日(月) 午後5時まで

(目の不自由な方のために、選挙公報をCD-R等に録音して聞いていただくもの)

(5) 補充立候補届出期限 **4月10日(木) (法86条の4⑤)**

告示があった日に届出のあった候補者が、定数を超える場合において、立候補届出期日が経過した後、候補者が死亡し、又は候補者を辞退したとみなされた者があるときは**4月10日(木)の午後5時まで補充立候補の受付**を行います。

(6) 選挙公報掲載順序のくじ 4月6日(日) 午後6時から(市規42条の8)

(7) 投票記載所の氏名等の掲示順序を定めるくじ

4月6日(日) 午後7時から(県規69条)

(8) 選挙立会人届出期限 **4月10日(木) 午後5時まで**

(9) 選挙立会人を定めるくじ **4月10日(木) 午後5時30分から**

(10) 選挙立会人説明会 **4月10日(木) くじ執行終了後**

- (11) 投票日 **4月13日(日) 午前7時から午後8時まで市内61箇所の投票所で行われます。**
- (12) 開票(選挙会) **4月13日(日) 午後9時30分から市立スポーツセンター総合体育館にて行います。**
- (13) 当選人の告知及び告示(法101条の3②)
選挙会終了後、当選人を告示するとともに、当選の告知を行います。当選の告知は当選人に行う必要があるため、予備審査時にご本人が確実にいる場所をお聞きします。例えば、自宅、選挙事務所などです。
- (14) 当選証書付与 **4月14日(月) 午前11時から(法105条①)市役所4階 特別会議室**で行います。
- (15) 選挙運動費用収支報告書提出期限(法189条①)
4月28日(月) 午後5時まで
- (16) 選挙の効力及び当選の効力に関する異議申出期限(法202条①、206条①、270条の3)
4月28日(月)

2 選挙長の氏名及び職務を行う場所

- (1) 選挙長の氏名 松田 真
- (2) 職務を行う場所 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市選挙管理委員会室
ただし、**4月6日(午前10時まで)のみ**
市役所4階 大会議室

3 選挙に関する届出等の時間

選挙に関する届出等については、立候補届をはじめとして、選挙運動費用収支報告書に至るまで後述のとおり多くのものがありますが、候補者等が行う届出等については、**全て午前8時30分から午後5時まで**となっており、午後5時を過ぎるとどのような事情があっても受け付けられませんので、特に期日指定がある届出等については注意してください。

なお、定められた届出等を忘れて、遅れたりしたことによって公職選挙法違反等の罪に問われる場合もありますので、選挙運動関係者に対しても十分徹底しておいてください。

第2章 候補者となるためには

<h3>1 公職の候補者としての資格</h3>	<p>法10 法86の8</p>
<p>(1) 被選挙権があること</p>	
<p>被選挙権は、日本国民であり、年齢満25年以上（選挙期日令和7年4月13日現在）で、次の欠格事項に該当しない者でなければなりません。</p>	
<p>※市議補は当該市区町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有すること。（欠格事項）</p>	<p>法11</p>
<p>① 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 ② 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。） ③ 法律に定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処されその刑の執行猶予中の者 ④ 公職にある間に犯した収賄罪等又は公職者あつせん利得の罪により刑に処せられ実刑期間とその後の10年を経過しない者、その刑の執行の免除を受けた日から10年を経過しない者、又はその刑の執行猶予中の者 ⑤ 選挙犯罪により法第252条の規定により被選挙権停止中の者 ⑥ 政治資金規正法違反により同法第28条の規定により被選挙権停止中の者</p>	<p>法11の2 法252 規正法28</p>
<p>(2) 重複立候補の禁止</p>	
<p>この選挙において公職の候補者となっている者は、同時に他の選挙の公職の候補者となることはできません。</p>	<p>法87</p>
<p>(3) 連座制による立候補の制限</p>	
<p>総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者又は立候補予定者の親族、秘書、組織的選挙運動管理者等が買収罪等を犯し、一定以上の罪に処せられた場合は、連座により、候補者の当選が無効とされるとともに、連座裁判確定等の時から5年間、同じ選挙で同一の選挙区から立候補できないことがあります。</p>	<p>法251の2</p>
<p>(4) 選挙事務関係者及び立候補制限のある公務員でないこと</p>	
<p>投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長は、在職中、その関係区域内において候補者となることができません。</p>	<p>法88</p>
<p>また、国家公務員又は地方公務員は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することができません。これらの者が立候補すれば、直ちにその公務員を辞したものとみなされます。</p>	<p>法89 令90 法90</p>
<h3>2 立候補届出等の方法</h3>	
<p>(1) 届出の方法</p>	
<p>立候補の方法としては、候補者になろうとする者自身の名によって届け出る方法（本人届出）と、他人を候補者にしようとする者が届け出る方法（推薦届出）があります。</p>	<p>法86の4① 法86の4②</p>

<p>(2) 届出の期日及び届出先 選挙の期日の告示があった日（4月6日（日））の午後5時までに、郵便によることなく文書で選挙長に届け出なければなりません。</p>	<p>法86の4①② 法270</p>
<p>(3) 届出に必要な書類 届出は、次の書類に必要事項を記載のうえ、添付書類を添えて期限までに提出してください。</p>	<p>法86の4 令89</p>
<p>① 候補者届出書（本人届出）又は候補者届出書（推薦届出）</p>	<p>法86の4①②</p>
<p>② 供託証明書 市長選の候補者は現金100万円又は額面100万円の国債証券を、市議補選の候補者は現金30万円又は額面30万円の国債証券を候補者名義（戸籍名）で立候補届出までに、法務局において供託（推薦届出の場合は、推薦届出者の名義）することが必要です。</p>	<p>法92</p>
<p>③ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書</p>	<p>法86の4④</p>
<p>④ 所属党派（政治団体）証明書（無所属の方は必要ありません。） 政党又は政治団体の証明書は、証明権者の証明したものでなければなりません。立候補届出までに用意しておいてください。</p>	<p>法86の4④</p>
<p>⑤ 戸籍謄本又は戸籍抄本（3カ月以内発行のもの） 立候補届出までに本籍地市区町村で取り寄せてください。</p>	<p>令89②</p>
<p>⑥ 通称認定申請書（通称使用を希望しない場合は必要ありません。） 通称使用を希望する場合は、必ず候補者届出書に添えてください。 また、当該通称が本名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提出していただくかねばなりません。ただし、漢字の読みに従ってかな書にする場合又は旧姓を通称とする場合は、資料の提示は不要です。</p>	<p>令89⑤準用 令88⑧⑩</p>
<p>⑦ 候補者経歴等調書</p>	
<p>⑧ 住民票の写し（3カ月以内発行のもの。予備審査を受けられる方は不要となりますが、準備していただきましたら予備審査が円滑になります。）</p>	
<p>⑨ 推薦届出の場合は、このほかに次の書類を添付してください。 ア 候補者推薦届出承諾書 イ 選挙人名簿登録証明書（発行者は選挙管理委員会） ※ 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書が必要となりますので、あらかじめ選挙管理委員会で証明書の発行を受けてください。</p>	<p>令89②</p>
<p>(4) 届出書等の記載要領 記載要領は、記載例（9～10頁）に示すとおりですが、記載にあたっては楷書で正確に書いてください。</p>	
<p>(5) 候補者届の受付</p>	<p>法86の4</p>
<p>① 受付期日 4月6日（日）午前8時30分から午後5時まで 【時間厳守】 （注） 補充立候補については、「選挙執行に関する主な日程」（3頁）を参照してください。</p>	<p>法270</p>
<p>② 受付場所 宝塚市役所4階 大会議室</p>	

※ 10時以降は宝塚市役所3階選挙管理委員会室

- ③ 受付要領 告示の日の午前8時までに来られた届出者に限り、次の要領でくじにより受付順序を定めて受付事務を行います。この後は到着順序によって受け付けます。

ア 受付順序を定めるくじを引く順序を定めるくじ（予備くじ）

告示の日の午前8時に受付順序を定めるくじを引く順序を定めるくじを行いますので、このくじに参加される届出者は午前8時までに宝塚市役所4階大会議室にお越しください。

イ 受付順序を定めるくじ（本くじ）

アによってくじを引く順序が定まると、引続きその順序によって、**受付順序を定めるくじ**を引いていただきます。

ウ 立候補届出の受付

イによって受付順序が決まると、この順序に従って午前8時30分から立候補届出の受付を開始します。

したがって、4月6日の午前8時00分までにお越しにならなかった方は、くじを引いた方たちの受付後その到着順序によって受付を行うこととなります。

- ④ 候補者届に押印した場合は、その印鑑を必ず持参してください。
⑤ 立候補届出必要書類に不備がある場合には、届出が遅れることや受付ができないことがあるので、選挙管理委員会で**必要書類の予備審査**を受けておいてください。

審査日：令和7年3月11日（火）、12日（水）

審査場所：宝塚市役所3階 3-A会議室 ※詳細は別紙のとおり

3 通称の使用

立候補の届出は戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）により行っていただくこととなりますが、選挙長の認定を受けると、立候補届出の告示や公営で行う選挙運動の際に、本名に代えて一般に広く通用している通称を使用することができます。

この場合は、**通称認定申請書**を候補者届出書に添えて選挙長に提出し、認定書の交付を受けてください。

(1) 通称とは

一般に広く通用している呼び名のことですが、戸籍簿記載の字を使ったもの以外は全て通称として取り扱われることとなります。例えば漢字の氏名をかな書とする場合も通称となります。ただし、濱⇒浜、國⇒国等、常用漢字表等で通用字体とされている字体に改めたり、誤字、俗字を正字に改める場合を除きます。

令89⑤準用
令88⑧⑩

<p>(2) 通称の認定申請 通称認定申請書を、候補者届出書に添えて提出(立候補届出後の申請は認められません。)していただきますが、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料(はがき、出版物等)を提示していただかなければなりません。ただし、漢字の読みに従ってかな書とした通称の場合又は旧姓を通称とする場合は資料の提示は不要です。 なお、通称使用を予定されている場合は、予備審査の時に資料等を提示してご相談ください。</p>	
<p>(3) 通称を使用するもの</p> <p>① 立候補届出等の告示 ② 新聞広告 ③ 選挙公報 ④ 投票記載場所、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所の氏名揭示</p> <p>通称使用の認定を受けた場合は、上記のもの全てについて通称が使用されることになり、一部のものについてのみ使用することはできません。なお、当選の告知、告示及び当選証書等は本名により行います。 候補者が自分で行うもの、例えば選挙運動用ポスター、選挙事務所表示の立札、看板等の表示については、通称を記載するかどうかは候補者の自由です。</p>	<p>令89⑤</p>
<p>4 立候補届出後直ちに交付するもの</p>	
<p>(1) 選挙運動用自動車(船舶)の表示物 (候補者名を記入してください) 1枚 (2) 選挙運動用拡声機の表示物 (候補者名を記入してください) 1枚 (3) 街頭演説用標旗 (※) (候補者名を記入してください) 1流 (4) 選挙運動員(乗車・船)用腕章 (候補者名を記入してください) 4本 (5) 選挙運動員(街頭演説)用腕章 (候補者名を記入してください) 11本 (6) 候補者用通常葉書使用証明書(再発行はしない) 1枚 (7) 選挙運動用通常葉書差出票(再発行はしない) 1枚200通 ※市長40枚 市議補10枚 (8) 新聞広告掲載証明書(再発行はしない) 2枚 (9) 通称使用認定書(通称使用者のみ) 1枚 (10) 選挙運動用ビラ証紙交付票 1枚</p> <p>※ 街頭演説用標旗の大きさは、縦約105cm×横約35cmです。これを支持する棒及び針金等は、候補者でご用意ください。</p>	<p>法141⑤市規8 法141⑤市規8 法164の5②市規10 法141の2②市規9 法164の7②市規② 郵規2 郵規8 法149④市規17の2 令88⑩ 法142⑦市規22の2</p>
<p>5 候補者の申請に応じて交付する証明書等</p>	
<p>(1) 選挙運動用自動車燃料代確認書(再発行はしない) 必要枚数 (2) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書(再発行はしない) 必要枚数 (3) 選挙運動用ビラ作成枚数確認書(再発行はしない) 必要枚数 (4) 選挙運動用ビラ証紙 必要枚数 (ただし、限度枚数は市長16,000枚 市議補4,000枚)</p>	<p>市規19② 市規19② 市規19② 法142⑦市規22の2</p>

(記載例) ※市長・市議補共通

通称認定申請書

令和7年4月6日

宝塚市長選挙

選挙長 松田 真 様

候補者 住所 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
氏名 甲 野 太 郎

令和7年4月13日執行の宝塚市長選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により下記の呼称を通称として認定されたく申請します。

ふりがな	こうの たろう
候補者氏名	甲 野 太 郎
ふりがな	こうの はじめ
呼 称	甲 野 一

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示してください。

(注) 資料としては、「はがき」や「出版物」等具体的に使用されていることが判る書類等をお願いします。

ただし、漢字の読みに従ってかな書とする場合又は旧姓を通称とする場合は不要です。

第3章 選挙運動用各種表示物の再交付等

- 1 選挙運動用としてお渡しする表示物を紛失し、再交付を受けようとされる場合は、直ちに**所轄警察署に紛失届を提出**し、「表示物等紛失破損届」及び「表示物等再交付申請書」に必要事項を記載のうえ、市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）へ申し出てください。

なお、**新聞広告掲載証明書、候補者用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票、選挙運動用自動車燃料代確認書等の確認書、選挙運動用ビラ証紙及び選挙運動用ビラ証紙交付票については、原則として再交付できませんので、その保管については十分ご注意ください。**

- 2 選挙が終了したときは、交付を受けた**選挙運動用各種表示物を直ちに市選管にお返しください。**

市規12
市規様式10
市規様式11

市規13

第4章 供託

1 供託物

市長は現金100万円又は額面100万円の国債証書、市議補は現金30万円または額面30万円の国債証書（国債証書により供託する場合は、事前に相談願います。）

2 供託者

本人届出の場合は候補者となるべき本人名義で、推薦届出の場合は推薦届出者名義で供託することが必要です。供託者の住所は住民票に記載された住所、氏名は戸籍簿に記載された氏名を記載してください。

なお、候補者自身の届出において第三者名義の供託書正本を添付した立候補届出や、推薦届出において推薦を受ける候補者本人名義の供託書正本を添付した立候補届は受理できません。

3 供託手続き

- (1) 選挙期日の告示前に供託しておいてください。
- (2) 供託手続の詳細については、別途配布する神戸地方法務局伊丹支局作成の資料を確認の上、手続してください。
なお、供託手続に関するご質問は、同支局総務課にお問い合わせください。
- (3) 候補者届出書に証明済の供託書正本を添付することになります。

4 供託物の没収

候補者が次に掲げる場合、供託物は没収されます。

- (1) ※市長 得票数が有効投票の総数の10分の1に達しないとき

$$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10} = \text{供託物の没収点}$$

- (2) ※市議補 得票数が有効投票の総数を議員定数(26)で除して得た数の10分の1に達しないとき

$$\frac{\text{有効投票総数}}{26} \times \frac{1}{10} = \text{供託物の没収点}$$

- (3) 候補者たることを辞した場合
- (4) 公務員となったため立候補の辞退とみなされる場合
- (5) 被選挙権のない者の立候補の禁止及び重複立候補の禁止の規定により候補者届が却下された場合

5 供託物の返還

供託物の没収点以上の得票数を得た候補者は、選挙及び当選の効力が確定した後

に返還請求することができます。

6 供託物の返還請求手続き

供託物の返還請求手続については、別途配布する神戸地方法務局伊丹支局作成の資料を確認の上、手続してください。

なお、供託物の返還請求手続に関するご質問は、同支局総務課にお問い合わせください。

法92

法93

令93②

第5章 事前運動の禁止と立候補準備行為

法129

1 事前運動の禁止

立候補の届出前における選挙運動は、事前運動として禁止されています。したがって買収や戸別訪問のように選挙運動期間中においても禁止される行為はもちろん、個々面接や電話による選挙運動のように選挙運動の期間中は何ら制限されていない行為も、事前運動として禁止されます。

2 立候補準備行為

事前運動として禁止されているのは、立候補の届出前における特定の候補者のための選挙運動であり、**選挙には関係があるが選挙運動にわたらない立候補準備行為や選挙運動の準備行為などについてまでも禁止されるものではありません。**

次に掲げるような行為は、特定の候補者の当選を得るために選挙人に働きかける行為ではなく、**単に候補者及びその支持者のグループ内での内部行為及び選挙運動着手前の手続き的な行為にとどまる限り、事前運動と区別されます。**

(1) 立候補準備行為

- ① 政党の公認を求める行為
- ② いわゆる立候補の瀬踏行為
- ③ 候補者選考会、推薦会の開催行為
- ④ 供託物を供託する行為など

(2) 選挙運動の準備行為

- ① 選挙運動費用の調達
- ② 選挙運動員又は労務者となることの内交渉
- ③ 選挙事務所、個人演説会場借入の内交渉
- ④ 立札、看板等を作製しておく行為
- ⑤ ビラ、ポスター、葉書を印刷しておく行為
- ⑥ 自動車、拡声機等借入の内交渉など

以上に述べた行為は、投票依頼の目的をもって選挙人に働きかけることがないからこそ選挙運動にならないのであって、注意を要するのは、**これらの行為といえども、併せて投票獲得の意図をもって行われるときは選挙運動となり、事前運動の禁止違反となります。**

第6章 候補者となつてからの届出・申請等

1 届出等の種類及び時期

事 項		時 期	参照ページ
選挙運動	選挙事務所設置届	設置後直ちに	14
	選挙事務所異動届	異動のつど直ちに	14
	選挙公報の掲載申請	4月6日のみ	15
	新聞広告掲載申請	必要に応じて	15
	通常葉書（無料）の交付申請	必要に応じて	16
	公営施設使用の個人演説会の開催申出	開催日前2日まで（告示日以降）	16
選挙立会人となるべき者の届出		4月10日まで	16
選挙費用	出納責任者選任届	選任後直ちに	17
	出納責任者異動届	異動後直ちに	17
	出納責任者職務代行届	職務代行後直ちに	17
	選挙運動事務員等届	使用（異動）する前に	18
	選挙運動用自動車の使用契約届出等	立候補届出後直ちに	18
	選挙運動用ポスター作成契約届出等	立候補届出後直ちに	19
選挙運動費用の収支報告（第1回分）	選挙運動用ビラ作成契約届出等	立候補届出後直ちに	19
	選挙運動費用の収支報告（第1回分）	4月28日まで	20
立候補の辞退届		4月6日のみ	20

2 届出等の方法

(1) 選挙事務所設置届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
市選挙管理委員会	設置後直ちに	○選挙事務所設置届（法130条②） ○推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾書（推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書も併せて）を添付（令108②）
（説明）○設置できる選挙事務所の数は、候補者1人について 1箇所 です。（法131条①） ○設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限られます。（法130条①）		

(2) 選挙事務所異動届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
市選挙管理委員会	異動後直ちに	○選挙事務所異動届（法130条②） ○推薦届出者が選挙事務所を異動するときは候補者の承諾書（推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書も併せて）を添付（令108②）
（説明）○選挙事務所は、当該選挙事務所ごとに 1日につき1回 を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができません。（法131条②）		

(3) 選挙公報の掲載申請（「こえ」の選挙のお知らせの詳細については、配布する資料一式中にあります）

届出先	期限	届出に必要な書類
市選挙管理委員会	4月6日のみ (午後5時まで)	○選挙公報掲載申請書 ○選挙公報原稿 ○候補者の無帽上半身手札型写真

(説明) ○必ず上記期限までに提出してください。(市規42条の2)

この期限を過ぎますと、掲載されません。

○掲載申請の期限は上記のとおりですが、**事前に準備を行いますので、予備審査時に原稿と写真を提出**して下さるようご協力をお願いします。

○原稿は、市選管が交付する用紙に無彩色で記載し、又は記録してください。

(市規42条の3)

○書面による原稿提出の場合は、**提出された原稿を写真にとって製版し、そのまま印刷**しますから、そのつもりで原稿を書いてください。

○書面による原稿提出の場合、原稿は**お渡ししたカードケースに保管して、折り曲げたりしないように運搬等**には十分注意してください。折れたり汚れたりすると、折れた線や汚れがそのまま印刷されます。

電子データによる原稿提出の場合、原稿はCD-RW等に保存のうえ、提出してください。

○**掲載文を撤回**しようとするときは、**4月6日午後5時までに撤回の申請**をしてください。(市規42条の7 様式28号の4)

○**掲載文を修正**しようとするときは、**掲載文の全文を書き改めて4月6日午後5時までに修正の申請**をしてください。(市規42条の7 様式28号の5)

○原稿の書き方等の**詳細は、「第7章 選挙公報掲載文原稿記載上の注意事項」**等を読んで間違いのないよう十分注意してください。

(4) 新聞広告掲載申請

届出先	期限	届出に必要な書類
新聞広告をしようとする新聞社	選挙運動の期間中	○新聞広告掲載証明書

(説明) ○広告は、選挙運動期間中、候補者1人につき**有料で2回**に限りすることができます。(法149条④)

○候補者は、広告しようとする新聞社へ選挙長が発行した「**新聞広告掲載証明書**」を提出してください。(規則20条、市規17条の2 様式16号)

○広告のスペースは**横9.6センチメートル、縦2段組以内**です。(規則19条)

○広告する場所は、**記事下**に限られ、**色刷りは認められません**。(規則19条)

(5) 通常葉書（無料）の交付申請

届出先	期限	届出に必要な書類
宝塚郵便局	選挙運動の期間中	○候補者用通常葉書使用証明書 ○選挙運動用通常葉書差出票
<p>(説明) ○使用できる通常葉書の枚数は、市長8,000枚、市議補2,000枚で無料です。 (法142条)</p> <p>○通常葉書は、日本郵便㈱ 宝塚郵便局で交付します。</p> <p>○通常葉書の交付を受ける際は、「候補者用通常葉書使用証明書」を提示してください。 なお、交付希望枚数は、あらかじめ宝塚郵便局へ連絡してください。(交付される枚数の全部又は一部の交付を受けない限り、手持ちの通常葉書(私製を含む。)を選挙郵便物にあてることができます。この場合は宝塚郵便局で選挙用の表示を受けてください。)(郵規3条、3条の3)</p> <p>○差出す場合は、直接ポストへ入れないで、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて上記郵便局の窓口に差出してください。ポストに入れると配達されません。 なお、上記の差出票は通常葉書200枚につき一枚の計算ですから候補者1人につき市長40枚、市議補10枚を交付します。</p>		

(6) 公営施設使用の個人演説会の開催申出

届出先	期限	届出に必要な書類
市選挙管理委員会	開催しようとする期日前2日まで(告示日以降)	○個人演説会開催申出書
<p>(説明) ○候補者は、公営施設(学校、公民館、地方公共団体の管理する公会堂、市選管が指定した施設「第11章 個人演説会公営施設一覧」を参照。)を使用して開催する場合は、候補者1人につき同一施設ごとに1回に限り無料で使用できます。 (法161条、164条)</p> <p>○公営施設を使用して行う個人演説会のみ申出が必要です。(法163条、令112)</p> <p>○民間施設を使用する場合は申出の必要はありません。(法161条の2)</p>		

(7) 選挙立会人となるべき者の届出

届出先	期限	届出に必要な書類
選挙長	4月10日まで(午後5時まで)	○選挙立会人となるべき者の届出書 ○上記様式にある「承諾書」
<p>(説明) ○候補者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て1人を届け出ることができます。 (法76条、62条)</p> <p>○この届出をする場合には、立会人となるべき者が、立会人となることを承諾した旨を証する文書を添付しなければなりません。 (令82条、69条)</p> <p>○選挙立会人の届出があった者が10人を超える場合及び同一政党の属する候補者からの届出が3人以上の場合は、選挙長がくじで定めることとなります。(法76条、62条) なお、この場合のくじは、4月10日(木)の午後5時30分から行います。</p>		

(8) 出納責任者選任届

届出先	期限	届出に必要な書類
市選挙管理委員会	選任後直ちに	○出納責任者選任届 ○推薦届出者が選任したときは、候補者の承諾書（推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書も併せて）を添付
(説明) ○選任の方法		(法180条)
① 候補者が出納責任者を選任する方法		
② 候補者が自ら出納責任者となる方法		
③ 候補者の承諾を得て推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）が出納責任者を選任する方法		
④ 候補者の承諾を得て推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）が自ら出納責任者となる方法		
○出納責任者の 選任届が市選管に提出された後でなければ、選挙運動のための支出又は寄附の受領は一切許されません。		(法184条)
○郵便で届出書を差出す場合は「引受時刻証明」の取扱いとしてください。(法183条の2)		
この場合、引受時刻証明の時刻をもって市選管へ提出があったものとみなされます。		

(9) 出納責任者異動届

届出先	期限	届出に必要な書類
市選挙管理委員会	異動後直ちに	○出納責任者異動届 ○推薦届出者が出納責任者を異動選任したときは、候補者の承諾書（推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書も併せて）を添付 ○辞任又は解任を証する書面を添付
(説明) ○郵便で届出書を差出す場合は「引受時刻証明」の取扱いとしてください。		
この場合、引受時刻証明の時刻をもって市選管へ提出があったものとみなされます。		(法183条の2)

(10) 出納責任者職務代行届

届出先	期限	届出に必要な書類
市選挙管理委員会	職務代行後直ちに	○出納責任者職務代行届
(説明) ○出納責任者に事故があるとき又は欠けたときは、候補者が代わって出納責任者の職務を行います。		(法183条)
○郵便で届出書を差出す場合は「引受時刻証明」の取扱いとしてください。		
この場合、引受時刻証明の時刻をもって市選管へ提出があったものとみなされます		(法183条の2)
○届出の必要項目は、出納責任者の氏名、事故又は欠けたことの実事及び職務代行を始めた年月日を記載します。		(法183条)
○職務代行者が職務代行を辞めたときは、その者から文書でその旨を届け出るとともに職務代行を辞めた事由及び年月日を記載します。		(法183条)

(11) 選挙運動事務員等届

届出先	期限	届出に必要な書類
市選挙管理委員会	事務員等を使用(変更)する前に	○選挙運動事務員等届出書
<p>(説明) ○選挙運動に従事する者のうち、①選挙運動のために使用する事務員、②専ら選挙運動のために使用する自動車の上において選挙運動のために使用する者(いわゆる「うぐいす嬢」)、③専ら手話通訳のために使用する者及び④専ら要約筆記のために使用する者について、この届出書に記載された者 (①～④合わせて、市長1日12人以内、市議補1日9人以内) に限り、①については1日10,000円以内、②・③・④については、1日15,000円以内の報酬を支給することができます。</p> <p>(法197条の2、令129条、市規45条)</p> <p>○選挙事務員等については、立候補届のあった日から選挙期日の前日までの期日を通じて、市長60人、市議補45人を超えない員数に限り、異なる者を届け出ることができます。(令129条)</p> <p>○郵便で届出書を差出す場合は「引受時刻証明」の取扱いとしてください。 この場合、引受時刻証明の時刻をもって市選管へ提出があったものとみなされます。 (令129条)</p>		

(12) 選挙運動用自動車の使用契約届出等

届出先	期限	届出に必要な書類
市選挙管理委員会	立候補届出後(又は契約後)直ちに	○選挙運動用自動車の使用の契約届出書 ○契約書の写し(複写したもの) ○選挙運動用自動車燃料代確認申請書

- (説明) ○立候補の届出よりも前に契約したものについては、1枚の「**選挙運動用自動車の使用の契約届出書**」にまとめて記入し、立候補の届出後直ちに届け出てください。
(自動車条例3条、市規18条)
- 立候補の届出の後に契約したものについては、契約後直ちに届け出てください。この場合も同時に2以上の契約について1枚の「届出書」で届け出ていただいても差し支えありません。
- ガソリン等の燃料供給契約をした場合は、「**選挙運動用自動車燃料代確認申請書**」により「**選挙運動用自動車燃料代確認書**」を交付しますので、候補者から当該確認書を契約相手方にお渡しください。(契約相手方の提出する請求書の添付書類となります。)
(市規19条、20条)
- 契約の相手方に対しては、上記「確認書」のほか、「**選挙運動用自動車使用証明書**」(契約の種類により「自動車」「燃料」「運転手」の区別があります。)を作成し、提出してください。「選挙運動用自動車使用証明書」は、お渡しした「届出関係諸用紙」を用いて候補者が作成してください。「燃料」については、**給油伝票の写し**の添付が必要です。
(市規21条)
- 以上の手続きは、選挙運動用自動車の使用について自動車条例第2条に基づく**公費負担の適用を受けようとする場合に必要**で、全額を候補者が賄う場合は必要ありません。

(13) 選挙運動用ポスター作成契約届出等

届出先	期限	届出に必要な書類
市選挙管理委員会	立候補届出後 (又は契約後) 直ちに	○選挙運動用ポスター作成契約届出書 ○契約書の写し(複写したもの) ○選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書
<p>(説明) ○立候補の届出よりも前に契約したものについては、立候補の届出後直ちに、立候補の届出の後に契約したものについては、契約後直ちに届け出てください。 (ポスター条例3条、市規18条)</p> <p>○「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」により「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」を交付しますので、候補者から当該確認書を契約相手方にお渡しください(ポスター作成業者の提出する請求書の添付書類となります。)(市規19条、20条)</p> <p>○契約の相手方に対しては、上記「確認書」のほか、「選挙運動用ポスター作成証明書」を作成し、提出してください。「選挙運動用ポスター作成証明書」は、お渡しした「届出関係諸用紙」を用いて候補者が作成してください。(市規21条)</p> <p>○以上の手続きは、ポスター作成についてポスター条例第2条に基づく公費負担の適用を受けようとする場合に必要で、全額を候補者が賄う場合は必要ありません。</p>		

(14) 選挙運動用ビラ作成契約届出等

届出先	期限	届出に必要な書類
市選挙管理委員会	立候補届出後 (又は契約後) 直ちに	○選挙運動用ビラ作成契約届出書 ○契約書の写し(複写したもの) ○選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 ○ビラの見本(2種類あればそれぞれ1枚ずつ)
<p>(説明) ○立候補の届出よりも前に契約したものについては、立候補の届出後直ちに、立候補の届出の後に契約したものについては、契約後直ちに届け出てください。 (ビラ条例3条、市規18条)</p> <p>○「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」により「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」を交付しますので、候補者から当該確認書を契約相手方にお渡しください(ビラ作成業者の提出する請求書の添付書類となります。)(市規19条、20条)</p> <p>○契約の相手方に対しては、上記「確認書」のほか、「選挙運動用ビラ作成証明書」を作成し、提出してください。「選挙運動用ビラ作成証明書」は、お渡しした「届出関係諸用紙」を用いて候補者が作成してください。(市規21条)</p> <p>○以上の手続きは、ビラ作成についてビラ条例第2条に基づく公費負担の適用を受けようとする場合に必要で、全額を候補者が賄う場合は必要ありません。</p>		

(15) 選挙運動費用の収支報告

届出先	期 限	届出に必要な書類
市選挙管理委員会	4月28日まで (第1回分)	○選挙運動費用収支報告書 ○領収書、その他の支出を証すべき書面の写し ○領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書 ○振込明細書に係る支出目的書
<p>(説明) ○報告者は、市選管のホームページから収支報告書のエクセルファイルをダウンロードしてください。</p> <p>○パソコンなど電子機器を使用できない場合は、市選管へご相談ください。</p> <p>○報告書には、①「領収書の写し」、領収書等を徴し難い事情があったときは②「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」、金融機関への振込みによる支出については③振込明細書の写しと②「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」又は④「振込明細書にかかる支出目的書」いずれかを提出してください。</p> <p>○選挙運動の費用、備えるべき会計帳簿、収支報告書の記載要領等は「第9章選挙運動の費用」及び別紙「選挙運動費用 収支報告書作成要領」に詳しく書いておりますのでご参照ください。</p>		

(16) 立候補の辞退届

届出先	期 限	届出に必要な書類
選挙長	4月6日のみ (午後5時まで)	○立候補辞退届
<p>(説明) ○立候補を辞退するときは、選挙長に対してその旨を文書で届け出なければなりません。辞退ができるのは候補者本人だけです。推薦届出者は候補者の承諾があっても、辞退の届出をする権限はありません。 (法86条の4⑩、令89条⑦、法270条)</p>		

第7章 選挙公報掲載文原稿記載上の注意事項

従来、選挙公報の原稿の提出は書面による提出に限られていましたが、令和3年宝塚市長選挙から、電子データによる原稿の提出が可能となりました。

以下、書面による原稿提出の場合と電子データによる原稿提出の場合の留意点を記載します。

選挙公報は、候補者から提出された**原稿をそのまま印刷**しますので、原稿を作成されるときは、次の事項に注意してください。

1 書面による原稿提出の場合

(1) 提出する写真について

ア 候補者の写真は、白黒で同一のものを**2枚**提出してください。

(注) カラー写真でも構いませんが、印刷は白黒ですので出来上がりは白黒写真より不鮮明になります。

イ ポラロイドカメラ、インスタントカメラ類の写真は、製版ができませんので避けてください。

ウ プリンターにより写真用紙等に出力したものは、仕上がりが不鮮明となりますので避けてください。

エ 規格は正面、無帽上半身（胸から上）の手札型（約8cm×10.5cm）で、背景は無地のものとしてください（背景は灰色の方が白よりも体の輪郭がはっきりします。）。

オ 明るいつまみの写真の方がきれいに仕上がります。

カ 白っぽい服は、背景を灰色にしなければ輪郭がわかりにくくなります。

キ **写真の裏面には、2枚とも必ず鉛筆又は油性のマジックで、所属党派及び氏名を記載（筆圧が強いと裏写りすることに注意）し、原稿用紙の写真欄に貼り付けずに提出してください。**

(2) 原稿用紙の用い方

ア 原稿用紙は、市選管が交付したもの以外は使用することができません。ただし、他の用紙を使用して印刷のうえ、原稿用紙に貼り付けても差し支えありません。

イ 原稿用紙の大きさは、原則として実際の選挙公報に登載されるものと同じです。

ウ 原稿用紙欄外の連絡責任者氏名及び電話番号は、必ず記入してください。

(3) 掲載文の書き方

掲載文は、原稿用紙の黒い枠内に記入しなければなりません。また、次の事項に注意してください。

ア **右端上方の青丸枠内（候補者写真欄）**には候補者の写真を掲載しますので、掲載文は記入しないでください。

なお、**候補者写真欄以外には写真を掲載することはできません。**

イ **写真丸枠下の青野四角枠内（候補者氏名欄）**には、候補者の氏名（戸籍簿に記されている氏名、通称使用の認定を受けられた方はその通称）を記載してください。**記載文字が枠外にはみ出しますと、公報には登載できませんのでご注意ください。**

なお、所属党派や年齢、ふりがなも記入することができます。

ウ ア、イの左方の**青罫方眼内**には、候補者の政見、経歴等を記載してください。**記載文字が青罫外枠をはみ出しますと、公報には登載できませんのでご注意ください。**

エ 掲載文は、黒色の色素を用いて色の濃淡がないように記入（句点、読点は特に明確に）してください。

ただし、次の事項に注意してください（（ア）～（オ）は手書きの場合）。

（ア） 水性サインペンの使用は避けてください。

（イ） 毛筆を利用して直接原稿用紙に記載することは避けてください。

（ウ） 青罫線の部分は、墨が乗りにくいので線上に文字等がかかからないようにしてください。

（エ） 万年筆を使用される場合は、太めのものを使用してください。

（オ） ボールペンの使用は避けてください。

（カ） 原稿用紙へのタイプ直打ちは避けてください。

（キ） 掲載文は、写植印刷の方が選挙公報として出来上がった場合、鮮明できれいです。字体は、正体の方が長体よりも出来上がりが大きく見えます。

オ 掲載文に図、イラストレーションを記載しようとする場合には、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙に掲載文を記載することができる面積（候補者写真欄は除きます。）のおおむね2分の1を超えないようにしてください。

カ 掲載原稿は、しわになると、写真に撮影したときにしわが写る場合がありますから、**しわにならないよう、お渡ししているカードケースに入れて提出してください。**

キ 黒い枠、写真枠、青罫線は、記入するときの便宜のために入れているものですから、印刷するときは写りません。

2 電子データによる原稿提出の場合

(1) 掲載する写真について

ア 候補者の写真は電子データ（JPEG形式）をCD-RW等に保存のうえ、提出してください。

イ 写真は白黒写真とし、正面、無帽上半身（胸から上）の手札型（約8cm×10.5cm）で印刷する場合の原稿サイズとしてください。

ウ 背景は無地のものとしてください（背景は灰色の方が白よりも体の輪郭がはっきりします。）。

エ 明るいタッチの写真の方がきれいに仕上がります。

オ 白っぽい服は、背景を灰色にしなければ輪郭がわかりにくくなります。

カ 提出する写真データファイルのタイトルは、次の例により設定してください。

（例）甲野太郎候補の場合

「kono-taro-syashin.jpg」

(2) 電子データ用原稿用紙の使い方

ア 原稿用紙（電磁的記録）は、市選挙管理委員会ホームページ（ID:1049715）により提供します。

イ 原稿用紙の大きさは、原則として実際の選挙公報に登載されるものと同じです。

ウ 原稿は、以下のとおり作成してください。

（ア） 選挙公報掲載文は、市選管が提供する電子データ用原稿用紙を利用し、

Adobe Illustrator 又はAdobe PhotoshopのCS4以降を用いて作成してください。

(イ) 画像解像度は、グレースケールの場合350dpi、2階調の場合1200dpiを推奨します。

エ **提出するデータファイル形式は、ai形式（アウトライン化されたもの）のデータ**としてください。

オ 掲載文は、原稿用紙の青枠内（印刷時青枠はなくなります。）に記録しなければなりません。

カ 原稿用紙欄外の連絡責任者氏名及び電話番号は、必ず記入してください。

キ 提出する原稿用紙の電子データファイルのタイトルは、次の例により設定してください。

（例）甲野太郎候補の場合

「kono-taro-genkou.ai」

ク 提出する電子データ（ai形式（アウトライン化されたもの）をCD-R等に保存のうえ、提出してください。**その際、提出された電子データに文字化け等がないか確認するため、電子データ原稿を印刷した見本を提出してください。**

(3) 記録の方法

掲載文は、原稿用紙の黒い枠内に記録しなければなりません。また、次の事項に注意してください。

ア **右端上方の青丸枠内（候補者写真欄）**には、候補者の写真を掲載しますので、掲載文は記録しないでください。

なお、**候補者写真欄以外には写真を掲載することはできません。**

イ **写真丸枠下の青罫四角枠内（候補者氏名欄）**には、候補者の氏名（戸籍簿に記されている氏名、通称使用の認定を受けられた方はその通称）を記録してください。**記載文字が枠外にはみ出しますと、公報には登載できませんのでご注意ください。**

なお、所属党派や年齢、ふりがなも記録することができます。

ウ ア、イの左方の**青罫方眼内**には、候補者の政見、経歴等を記録してください。**記載文字が青罫外枠をはみ出しますと、公報には登載できませんのでご注意ください。**

エ 掲載文は、必ず白黒又はグレースケールで記録してください。フォントの小さな文字や白抜き文字は、印刷が不鮮明になるケースが多いです。

オ 掲載文に図、イラストレーションを記録しようとする場合には、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙に掲載文を記載することができる面積（候補者写真欄は除きます。）のおおむね2分の1を超えないようにしてください。

カ 黒い枠、写真枠、青罫線は、記入するときの便宜のために入れているものですから、印刷するときは写りません。

3 「こえ」の選挙のお知らせについて

選挙公報の内容をCD-R（デジ版）に録音した、「こえ」の選挙のお知らせを作成します。作成要領等については、別紙をご覧ください。

4 その他

- (1) 掲載文には、**他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告、その他営業に関する宣伝をする等、選挙公報としての品位を損なうような事項は記載できません。**
- (2) 誤字、汚損しているもの、折目のあるもの等は、そのまま写真に写るのでご注意ください。
- (3) 書面による原稿提出の場合、訂正は、白紙を貼ってその上に記載すればできますが、「裏写り」がすると、時として写真製版に写ることもありますからご注意ください。
- (4) 電子データによる提出の場合でも、選挙公報掲載申請書の書面による提出が必要です。

第8章 選挙運動

選挙運動は、候補者としての届出があった日から、選挙期日の前日まででなければなりません。（法129条）

項目	内容	根拠法令
選挙事務所	<p>1 設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限ります。</p> <p>2 設置できる数は候補者1人につき1箇所です。</p> <p>3 設置又は異動の都度、直ちに市選管に届出書を提出しなければなりません。</p> <p>4 <u>1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することはできません。</u></p> <p>5 選挙事務所は選挙当日でも設置しておくことができますが、投票所を設けた場所の入口から300メートル未満の区域は設置しておくことができません（該当する事務所については4月12日（土）に選管から連絡をしますので、その指示に従ってください。）。</p>	<p>法130①</p> <p>法131①</p> <p>法130②</p> <p>市規6</p> <p>法131②</p> <p>法132</p>
選挙運動用自動車又は船舶	<p>1 使用できる台数は、自動車1台又は船舶1隻に限ります。</p> <p>2 使用できる自動車</p> <p>(1) 乗車定員10人以下の乗用自動車</p> <p>(2) 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車（バン型、ワゴン型等）</p> <p>(3) 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの（ジープ等）</p> <p>ただし、次のものは使用できません。</p> <p>① 構造上、宣伝を主たる目的とするもの。</p> <p>② 構造上、屋根・側面・後面の全部又は一部が開けっ放しになっているもの（二輪自動車を除く。）。</p> <p>③ (1)、(2)の自動車で屋根が取り外せたり、開くことができるもの。</p> <p>③ (3)の自動車については、屋根の開閉ができるものでも使用できますが、走行中開いて使用することはできません。</p> <p>3 使用中は、市選管が交付する表示（交付数は1）を掲げなければなりません。</p> <p>4 乗車又は乗船できる人数は、候補者、運転手（1人）又は船員を除き自動車1台又は船舶1隻につき4人以内（ただし、自動車の乗車定員以内）で、市選管が交付する乗車(船)用の腕章（交付数は4）を着用しなければなりません。</p> <p>5 停止した自動車上において選挙運動のための演説をすること及び車上において選挙運動のための連呼行為をすること（時間の制限等があり）は許されますが、それ以外、走行中の車上で選挙運動はすることができません。</p>	<p>法141①</p> <p>法141①、⑥</p> <p>令109の3</p> <p>法141⑤</p> <p>市規8</p> <p>法141の2①②</p> <p>市規9</p> <p>法141の3</p>

項 目	内 容	根拠法令
選挙運動用 自動車の公 費負担	<p>1 自動車は、供託物が市に帰属することとならない限り一定の金額の範囲内で、公費負担により使用することができます。</p> <p>2 この場合、候補者は自動車の使用に際し、次のいずれか又はその両方を用いて契約をしてください。</p> <p>(1) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」(ハイヤー業者)との運送契約</p> <p>(2) 自動車賃貸借契約(レンタカー等) 自動車燃料供給契約 自動車運転契約</p> <p>3 2の契約を結んだ後直ちに(立候補届出前に契約したものについては立候補届出後直ちに)当該契約書の写しを添えて「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」を市選管に提出しなければなりません。</p> <p>4 候補者は、契約相手方に「選挙運動用自動車使用証明書」を交付しなければなりません。なお、燃料の供給契約の場合には、選挙運動用自動車使用証明書に給油伝票の写しの添付が必要であるとともに「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」を市選管に提出し、「選挙運動用自動車燃料代確認書」を受領の上、当該確認書を燃料供給業者に交付しなければなりません。</p> <p>5 公費負担の限度額は次のとおりで、この限度額を超える金額は候補者が負担しなければなりません。</p> <p>① 2の(1)の契約 運送1日につき64,500円</p> <p>② 2の(2)の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車借上料 借入1日につき16,100円 ・燃料代 (選挙運動日数－ハイヤー契約日数)×7,700円 ・運転手人件費 雇入れ1日につき12,500円 <p>ただし、同一の日に2の(1)と(2)の契約が重複してなされている場合は、いずれかの一の契約のみに公費による負担を行います。 なお公費負担の対象は選挙運動期間中のもののみになります。</p>	<p>法141⑧ 自動車条例2 自動車条例3</p> <p>自動車条例3 市規18</p> <p>市規21</p> <p>市規19 市規20</p> <p>自動車条例4</p> <p>自動車条例5</p>
拡 声 機	<p>1 使用できる数は、候補者1人につき一揃です。</p> <p>2 使用中は、市選管が交付する表示(交付数は1)を掲示しなければなりません。</p> <p>3 この他、個人演説会(演説を含む。)の開催中、その会場においては別に一揃を使用できます(この場合の表示は不要)。</p>	<p>法141① 法141⑤ 市規8 法141①但書</p>

項 目	内 容	根拠法令
頒布することができる文書図画	選挙運動用ビラ、通常葉書、ウェブサイト等を利用する方法、電子メールを利用する方法によるもののほかは一切頒布することができません。	法142①
選挙運動用ビラ 通称;マニフ フェストビ ラ	<p>1 候補者が頒布できる選挙運動用ビラは2種類以内で、市長16,000枚、市議補4,000枚に限られます。</p> <p>2 あらかじめ頒布しようとする選挙運動用ビラの見本を添えて、選挙管理委員会に届け出なければなりません。</p> <p>3 選挙運動用ビラの大きさは長さ29.7cm、幅21cm(A4判)を超えてはなりません。</p> <p>4 選挙運動用ビラには、その表面に頒布責任者の氏名及び住所、印刷者の氏名及び住所(印刷者が法人であるときは法人名とその所在地)が記載されていなければなりません。</p> <p>5 選挙運動用ビラの記載内容については特に制限はありません。ただし、虚偽事項、利害誘導等の法に触れるようなことは記載できません。また、色刷りについては制限がないので、何色を用いてもかまいません。なお、紙質についても特に制限はありません。</p> <p>6 選挙運動用ビラは、市選管の交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。 ※表の面に横2cm、縦1.5cmの証紙(シール形式)を貼るスペースを確保してください。</p> <p>7 選挙運動用ビラは、どこで配ってもよいというものではなく、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布に限られます。</p> <p>8 選挙運動用ビラの作成については、ビラ条例の定めるところにより、一定限度の範囲で無料で作成することができます。ただし、供託物が市に没収される者については除外されるので、選挙運動用ビラの作成費は自己負担となります。</p> <p>9 選挙運動用ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用収支報告書には選挙運動に関する支出として計上しなければならないものであるから注意を要します。</p>	<p>法142①</p> <p>法142⑧</p> <p>法142⑨</p> <p>法142⑦</p> <p>市規22の2</p> <p>法142⑥、令109の6</p> <p>法142⑩、ビラ条例2</p> <p>法189、規則23</p>

項 目	内 容	根拠法令
通常葉書	<p>1 候補者1人につき、市長8,000枚、市議補2,000枚が無料で交付されます。</p> <p>2 候補者は、選挙長が発行した「候補者用通常葉書使用証明書」を宝塚郵便局の窓口にて提出して交付を受けます。</p> <p>3 上記の通常葉書には、選挙用である旨の表示のスタンプが押捺してあります。</p> <p>4 交付枚数の全部又は一部の交付を受けない場合は、その交付を受けない枚数に限り、手持ちの通常葉書（私製を含む。）を選挙郵便物に充てることができます（手持ちの官製葉書を使用した場合の料金の返却はできません。）。この場合は、宝塚郵便局の窓口に「候補者用通常葉書使用証明書」を提示して、当該通常葉書を提出し、選挙用である旨の表示を受けなければなりません。</p> <p>5 記載内容には、格別の制限がありません。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となります。</p> <p>6 通常葉書を差し出す場合は、ポストに投函せず（ポストに投函した場合は、配達されません。）必ず選挙長が発行した「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、宝塚郵便局の窓口に直接差し出さなければなりません。</p>	<p>法142①、⑤</p> <p>郵規2① 郵告②</p> <p>法142⑤、令109の5 郵規2②</p> <p>郵規3</p> <p>郵規8</p>
ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布	<p>1 選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法により、頒布することができます。</p> <p>2 ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法(電気通信の送信(放送を除く))により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させる方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。</p> <p>3 選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示する必要があります。</p> <p>4 ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができる。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできません。</p>	<p>法142の3①</p> <p>法142の3①</p> <p>法142の3③ 法142の5</p> <p>法142の3②</p>

項 目	内 容	根拠法令						
電子メールを利用する方法による文書図画の頒布	1 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者（市長選の場合は候補者及び確認団体）に限って頒布することができます。	法142の4①						
	2 電子メールを利用する方法とは、特定電子メールの適正化等に関する法律第2条第1号に規定する方法をいい、その全部又は一部にシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式(SMTP方式)と、電話番号を送受信のために用いて情報を伝達する通信方式(電話番号方式)の2つが定められています。	法142の3①						
	3 選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレス宛てにのみ送信できます。	法142の4②						
	<table border="1" data-bbox="357 763 1198 1442"> <thead> <tr> <th data-bbox="357 763 935 853">送信対象者</th> <th data-bbox="940 763 1198 853">送信対象電子メールアドレス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="357 860 935 1032">あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。)</td> <td data-bbox="940 860 1198 1032">選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1039 935 1442">政治活動用電子メール(選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等)を継続的に受信している者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。)であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの</td> <td data-bbox="940 1039 1198 1442">政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	送信対象者	送信対象電子メールアドレス	あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。)	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス	政治活動用電子メール(選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等)を継続的に受信している者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。)であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの	
	送信対象者	送信対象電子メールアドレス						
あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。)	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス							
政治活動用電子メール(選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等)を継続的に受信している者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。)であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの							
4 選挙運動用電子メール送信者は、電子メールアドレスを明らかにして選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信することはできません。	法142の4④							
<p>5 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者に対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しておかなければなりません。</p> <p>① 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。</p> <p>② 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと。</p>	法142の4⑤							

項目	内容	根拠法令
	<p>6 選挙運動用電子メール送信者は、政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったものに対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しておかなければなりません。</p> <p>(1) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。</p> <p>(2) 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。</p> <p>(3) 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。</p> <p>7 電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を正しく表示しなければなりません。</p> <p>(1) 選挙運動用電子メールである旨</p> <p>(2) 選挙運動用電子メール送信者の氏名</p> <p>(3) 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨</p> <p>(4) 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先</p> <p>8 告示日から選挙期日までの間、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を正しく表示するようにならなければなりません。</p> <p>(1) 頒布者の電子メールアドレス</p> <p>(2) 頒布者の氏名</p>	<p>法142の4②</p> <p>法142の4⑤</p> <p>法142の4⑦</p> <p>法142の5②</p>
選挙運動のための有料インターネット広告	<p>1 以下の有料インターネット広告は禁止されています。</p> <p>(1) 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告</p> <p>(2) (1)の禁止を免れる行為としてなされる、候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告</p> <p>(3) 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告</p>	法142の6

項 目	内 容	根拠法令
<p>掲示することができる文書図画</p>	<p>1 選挙運動のために使用する文書図画は、次のもの以外は掲示することができません。</p> <p>(1) 選挙事務所を表示するためにその場所において使用できるもの</p> <p>① ポスター } 数は、通じて3以内 ② 立札 } 大きさは、縦 350cm以内 ③ 看板の類 } 横 100cm以内 ④ ちょうちん 数は、1個のみ 大きさは、高さ 85cm以内、直径 45cm以内</p> <p>(2) 選挙運動用自動車に取り付けて使用できるもの</p> <p>① ポスター } 数は、制限なし ② 立札 } 大きさは、縦 273cm以内 ③ 看板の類 } 横 73cm以内 ④ ちょうちん 数は、1個のみ 規格は、高さ 85cm以内、直径 45cm以内 (交通関係法規の制限もあります。)</p> <p>(3) 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類</p> <p>(4) 個人演説会場において、その演説会開催中使用できるもの</p> <p>① ポスター } 会場外に掲示するものについて ② 立札 } は、会場ごとに通じて2以内、 ③ 看板の類 } 大きさは、縦 273cm以内、横 73cm以内、 会場内では数、大きさの制限はなし。 ④ ちょうちん 数は、会場内外を通じて1個 規格は、高さ 85cm以内、直径 45cm以内</p> <p>これらの表面には、掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。</p> <p>(5) 選挙運動用ポスターは掲示板ごとに各1枚を掲示できます。 規格は、長さ42cm以内、幅30cm以内</p> <p>2 アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライド映写の類は、屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類を除き禁止されます。</p> <p>3 1の(1)、(5)の文書図画は、選挙の当日も掲示しておくことができます。</p> <p>4 1の(1)、(2)又は(4)の文書図画は、選挙事務所を廃止したとき、自動車、船舶の使用をやめたとき、又は演説会が終了したときは、直ちに撤去しなければなりません。</p>	<p>法143①、⑦、⑨、⑩</p> <p>法143①、⑨、⑩</p> <p>法143①</p> <p>法143①、⑧、⑨、⑩</p> <p>令110</p> <p>法143①、④</p> <p>法144④</p> <p>法143②</p> <p>法143⑤、⑥</p> <p>法143の2</p>

項 目	内 容	根拠法令
選挙運動用 ポスター	<p>1 ポスターの大きさは、長さ42cm、幅30cmを超えてはなりません。</p> <p>2 色彩、記載内容に制限はありません。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となります。</p> <p>3 ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所、印刷者の氏名（法人は名称）及び住所を記載しなければなりません。</p> <p>4 ポスターは、市選管が設置する公営ポスター掲示場以外には掲示することができません。</p>	<p>法144④</p> <p>法144⑤</p> <p>法143④</p>
ポスター掲 示場	<p>1 市選管が令第111条の基準により1投票区につき5～10箇所設置しています。</p> <p>2 掲示場には、縦横42cm以上の区画を設け、その区画には右上から一連番号が付されています。</p> <p>3 候補者は、立候補届出順位の番号と同一の番号を表示した区画に、選挙運動用ポスター1枚を掲示することができます。</p> <p>4 掲示することができる期間は、4月6日から4月12日までです。なお、この期間中に掲示したポスターは、選挙当日（4月13日）も掲示することができます。また、選挙当日（4月13日）以外は貼りかえることができます。</p> <p>5 <u>ポスター掲示場設置場所一覧及び図面は、予備審査時に配布します。</u></p>	<p>法144の2</p> <p>ポス掲条例2、3</p> <p>法144の2⑥</p> <p>市規14</p> <p>法143④</p> <p>市規15</p> <p>法129、143⑥</p>
選挙運動用 ポスター作 成の公費負 担	<p>1 選挙運動用ポスターは、供託物が市に帰属することにならない限り一定の金額の範囲内で公費負担により作成できます。</p> <p>2 公費負担により作成しようとするときは、次の手続きが必要です。</p> <p>(1) 選挙運動用ポスター作成業者と「選挙運動用ポスター作成契約書」を締結します。</p> <p>(2) (1)の契約を結んだ後直ちに（立候補届出前に契約したものについては立候補届出後直ちに）当該契約書の写しを添えて「選挙運動用ポスター作成契約届出書」を市選管に提出しなければなりません。</p> <p>(3) 候補者は、契約相手方に「選挙運動用ポスター作成証明書」を交付しなければなりません。</p> <p>(4) 候補者は、「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」を市選管に提出し、選挙運動用ポスターの作成枚数が法定枚数の範囲内であることの確認を求め、「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」の交付を受け、当該確認書を作成業者に交付しなければなりません（この確認は一の契約ごとに行い、法定枚数に達するまで何度でも確認を求めることができます。）。</p>	<p>法143⑤</p> <p>ポスター条例2</p> <p>ポスター条例3</p> <p>市規18</p> <p>市規21</p> <p>市規19</p> <p>市規20</p>

項 目	内 容	根拠法令
選挙運動用 ポスター作 成の公費負 担	<p>3 公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりで、この限度額(3)を超える金額は候補者が負担しなければなりません。</p> <p>(1) 枚 数 ポスター掲示場数(439箇所)×1枚</p> <p>(2) 作成単価の限度額</p> $\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ <p>(単価の1円未満の端数は切り上げ)</p> <p>(3) 限度額</p> <p>作成単価又は作成単価の限度額 いずれか低い額 × 確認された作成枚数(ポスター掲示場数439枚以内)</p>	ポスター条例4,5
選挙運動放 送の制限	放送設備(広告放送設備、共同聴取用放送設備、その他の有線電気通信設備を含む。)を使用して、選挙運動のために放送し、又は放送させることができません。	法151の5
新聞広告	<p>1 選挙運動期間中、候補者は2回に限り有料で選挙に関して広告ができます。</p> <p>2 候補者は、広告しようとする新聞社へ選挙長が発行した「新聞広告掲載証明書」を提出して申し込みをしてください。</p> <p>3 1回の広告スペースは、横9.6cm、縦2段組以内です。</p> <p>4 広告の内容は自由です。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律で処罰の対象となります。</p> <p>5 広告する紙面の場所は記事下に限られ色刷りは認められません。</p> <p>6 2人以上共同して広告するときも、スペースは1人分の大きさに制限され、回数はそれぞれの候補者につき1回と計算されます。</p>	<p>法149④</p> <p>規則19①</p> <p>規則19⑤</p>
選挙公報	<p>1 公営により1回発行します。</p> <p>2 公報は、候補者が提出した原稿をそのまま印刷します。</p> <p>3 原稿は、市選管が交付した選挙公報掲載文原稿用紙に無彩色で記載又は記録しなければなりません。</p> <p>4 掲載申請は、原稿及び候補者の写真とともに告示日の午後5時までに市選管へ提出しなければなりません。</p> <p>5 写真は正面、無帽、上半身手札型(約8cm×10.5cm)で、背景は無地のものとしてください。</p> <p>6 選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじは、4月6日(日)午後6時から行います。</p>	<p>法172の2、公報条例2</p> <p>市規42の3</p> <p>市規42の2</p> <p>市規42の5</p> <p>市規42の8</p>

項 目	内 容	根拠法令
	<p>7 選挙公報は、遅くとも4月12日までに各世帯に配布します。</p> <p>8 法第100条第4項の規定に該当し、投票を行う必要がなくなった場合は、選挙公報を発行しません。</p> <p>9 原稿記載上の詳しい注意事項は「第7章 選挙公報掲載文原稿記載上の注意事項」を参照してください。</p>	<p>公報条例5</p> <p>公報条例6</p>
「こえ」の選挙のお知らせ	<p>希望される方のみ。</p> <p>詳細については立候補説明会資料一式中にあります。</p>	
個人演説会	<p>1 主催者は候補者に限られるが、演説は候補者以外の者でもできます。</p> <p>2 公営施設を使用して行う演説会は、立候補届出後開催日前2日までに文書で市選管に申し出なければなりません。 公営施設とは、 (1) 学校及び社会教育法上の公民館 (2) 地方公共団体の管理する公会堂 (3) その他、市選管の指定した施設（第11章参照）</p> <p>3 公営施設を使用して行う個人演説会開催申出書は、市選管が別途交付したものを使用してください。</p> <p>4 公営施設の使用の場合、候補者一人につき同一施設1回に限り無料です。</p> <p>5 上記施設の使用時間は1回について、準備等を含めて5時間を超えてはなりません。</p> <p>6 録音盤又は録音テープを使用して演説することもできます。</p> <p>7 公営施設以外の施設を使用する場合は、市選管への申出は要しません。任意にその施設の管理者の承諾を得て行うことができます。</p> <p>8 32頁「掲示することができる文書図画」参照</p>	<p>法161、161の2 162②</p> <p>法163</p> <p>法161①</p> <p>令112① 県規57</p> <p>法164</p> <p>令112③</p> <p>法164の4</p> <p>法161の2</p>
街頭演説	<p>1 演説者がその場所にとどまり、市選管が交付する標旗（標旗の交付数は1）を掲げて行う場合に限られます。</p> <p>2 街頭演説のための選挙運動に従事する者は、15人以内で市選管が交付する街頭演説用腕章又は乗車（船）用の腕章を着用していなければなりません（腕章の交付数は乗車（船）用4・街頭演説用11）。</p> <p>3 街頭演説をすることができる時間は、午前8時から午後8時までに限られています。 また、学校、病院、診療所、その他療養施設の周辺においては静穏の保持に努めなければなりません。</p> <p>4 街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってしまうことのないように努めなければなりません。</p> <p>5 録音盤又は録音テープを使用して演説することもできます。</p>	<p>法164の5 市規10</p> <p>法164の7 市規9</p> <p>法164の6①</p> <p>法164の6②</p> <p>法164の6③</p> <p>法164の4</p>

項目	内容	根拠法令
連呼行為	<p>1 連呼行為は、次の場合に限り許されます。</p> <p>(1) 個人演説会場の場所である場合</p> <p>(2) 街頭演説（演説を含みます。）の場所である場合</p> <p>(3) 選挙運動用自動車又は船舶の上である場合（午前8時から午後8時までの間に限ります。）</p> <p>2 学校、病院、診療所、その他療養施設の周辺においては、静穏の保持に努めなければなりません。</p>	<p>法140の2①</p> <p>法140の2②</p>
演説・連呼行為禁止の場所	<p>次の場所では、公共施設使用の個人演説会のほかは演説及び連呼行為を行うことができません。</p> <p>(1) 国、地方公共団体の所有し、又は管理する建物（公営住宅を除きます。）</p> <p>(2) 汽車、電車、バス、船舶（選挙運動用は除きます。）及び停車場その他鉄道地内</p> <p>(3) 病院、診療所その他の療養施設</p>	法166
戸別訪問の禁止	<p>1 選挙運動のために戸別訪問をすることは禁止されます。</p> <p>戸別訪問とは、必ずしも選挙人の居宅（会社、工場を含む。）内に入るのみでなく、軒下や入口で面接する場合も、また相手が不在あるいは面接を拒否された場合も該当します。</p> <p>2 いかなる方法をもってするを問わず、戸別に演説会の開催の周知又は候補者の氏名等を言い歩く行為も禁止されます。</p>	<p>法138①</p> <p>法138②</p>
氣勢を張る行為の禁止	選挙運動のために、自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来する等により 氣勢を張る行為 は禁止されます。	法140
休憩所等の禁止	選挙運動のために、休憩所その他これに類似する設備を設けることはできません。	法133
署名運動の禁止	<p>1 何人も選挙に関し、投票を得、若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることができません。</p> <p>2 直接請求のためにする署名の収集も、選挙が行われる区域内においては、一定期間禁止されます。</p>	<p>法138の2</p> <p>地自法74⑦</p>
人気投票の公表の禁止	何人も選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはなりません。	法138の3
文書図画の頒布又は禁止を免れる行為の制限	<p>1 何人も選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義であっても、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として候補者の氏名、シンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することができません。</p> <p>2 選挙運動の期間中は、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者、若しくは公職の候補者と同一戸籍内にある者の氏名を掲示した年賀状、</p>	<p>法146①</p> <p>法146②</p>

項 目	内 容	根拠法令
	寒中見舞状、暑中見舞状、その他これに類似する挨拶状を宝塚市内に頒布し、又は掲示することができません。	
飲食物の提供	<p>1 何人も選挙運動に関し、湯茶及び通常用いられる程度の菓子以外は提供できません。</p> <p>2 選挙運動の期間中に限り選挙運動に従事する者及び労務者に対してのみ、315食の範囲内で弁当を支給することができます。ただし、選挙事務所で食事をするため又は運動員等が携行するため、選挙事務所において支給する場合に限りです。</p> <p>3 前記の弁当料の額は、1食につき1,000円以内、1日につき3,000円以内で、選挙事務所において支給する場合のみ許されます。</p>	<p>法139</p> <p>法139</p> <p>法197の2、市規45</p>
選挙運動に従事する者等に対する実費弁償及び報酬の支給	<p>1 選挙運動に従事する者には実費弁償を支給することができます。ただし、選挙運動に従事する者のうち、①選挙運動のために使用する事務員、②専ら選挙運動のために使用する自動車の上において選挙運動のために使用する者（いわゆる「うぐいす嬢」）、③専ら手話通訳のために使用する者及び④専ら要約筆記のために使用する者については、2及び3により届け出た者について報酬を支給することができます。</p> <p>2 1のただし書の者については、立候補の届出の日から4月12日までの間に限り、市長は1日12人以内、市議補は1日9人以内で使用前に文書で市選管に届け出た者に限りです（選挙運動事務員等届を参照）。</p> <p>3 期間を通じて、2の届出事務員等は、市長60人（12人の5倍）、市議補45人（9人の5倍）を超えない限り、異なる者を届け出ることができます。</p> <p>4 選挙運動のために使用する労務者には、実費弁償及び報酬を支給することができます。</p> <p>5 実費弁償及び報酬の額の基準は、市規程で定められており、基準以上に支給することはできません。 (基準額は、「第9章 選挙運動の費用」参照)</p>	<p>法197の2 令129 市規45</p>
選挙運動が制限される者	<p>1 選挙事務関係者及び裁判官、警察官、収税官吏及び徴税の吏員等の特定公務員は選挙運動をすることができません。</p> <p>2 不在者投票管理者は、不在者投票に関してその業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。</p> <p>3 公務員等（国家公務員、地方公務員で一般職たると特別職たるとを問わず、全ての公務員をはじめ、独立行政法人等の役職員等をいう。）は、その地位を利用して選挙運動をすることはできません。また、一般職の公務員は、公務員法上の制限も受けません。</p> <p>4 教育者は、その地位を利用して選挙運動をすることができませ</p>	<p>法135① 法136 法135② 法136の2 法137</p>

	<p>ん。また、公立学校の教職員は、公務員法上の制限も受けます。</p> <p>5 その他選挙運動を禁止される者</p> <p>年齢満18歳未満の者、選挙犯罪等により選挙権・被選挙権を有しない者</p>	<p>法137の2</p> <p>法137の3</p>
項 目	内 容	根拠法令
選挙期日後の挨拶行為の制限	<p>選挙の期日後において、当選又は落選に関し選挙人に挨拶する目的をもって次の行為をすることはできません。</p> <p>(1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。</p> <p>(2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞・見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書図画を頒布し、又は掲示すること。</p> <p>(3) 新聞紙又は雑誌を利用すること。</p> <p>(4) 放送設備を利用して放送すること。</p> <p>(5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。</p> <p>(6) 自動車を連れ、又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。</p> <p>(7) 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。</p>	法178

第9章 選挙運動の費用

1 選挙運動費用の最高制限額

法定選挙運動費用の最高制限額は次の算式で計算します。

(1) 市長

最高制限額（100円未満切上げ） = $A + 310$ 万円（固定額）

$A =$ 告示日前日現在における選挙人名簿登録者数 $\times 81$ 円

※ただし、 A の額が固定額の2倍を超えるとときは、 A は固定額の2倍に相当する額。

(2) 市議補

最高制限額（100円未満切上げ） = $A + 220$ 万円（固定額）

$A =$ 告示日前日現在における選挙人名簿登録者数 $\div 26$ （定数） $\times 501$ 円

※ただし、 A の額が固定額の2倍を超えるとときは、 A は固定額の2倍に相当する額。

4月5日に選挙時登録を行いますので、各選挙における正式な額は告示するとともに立候補届出時に各候補者にお知らせします。この告示された制限額を超えて支出したときは、公職選挙法第247条の規定により出納責任者が処罰され、さらに連座の規定により、当選人の当選も無効となります。

なお、令和6年12月1日現在の選挙人名簿登録者数（191,044人）で計算しますと、市長の最高制限額は18,574,600円、市議補の最高制限額は5,881,300円となります。

2 出納責任者の職務

選挙運動をするには必ず費用が伴います。この費用は、若干の例外（「8 選挙運動費用とみなされない支出」P41参照）を除き、**全て選挙運動費用として必ず収支報告書に計上しなければなりません**。また、これらの**支出は、原則として出納責任者でなければなりません**。

いいかえますと、選挙運動の収支について一切の責任を追うべき人が出納責任者であり、出納責任者は選挙運動の経費について全面的な責任と権限を有しているものです。したがって、選挙運動費用の収支報告も自らの名において行っていただくこととなります。

また、出納責任者の届出がなければ選挙運動のための寄附を受けることや支出することができませんので、**立候補と同時に出納責任者を届け出ることが必要です**。出納責任者の地位及び職務の主なものはおりのとおりです。

(1) **会計帳簿を備え**、選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入並びに支出を記載すること。

(2) 選挙運動に関する**支出は、原則として出納責任者でなければなりません**。

(3) 選挙運動に関する全ての**支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載し**

法194
令127

法247

法251の2

法185

法187

法188

<p>た領収書その他支出を証すべき書面を徴すること。</p> <p>(4) 選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入並びに支出を選挙期日後15日以内（4月28日（月）まで）に市選管へ報告すること。 なお、この報告後、さらに収入及び支出があれば、その収入及び支出のなされた日から7日以内に市選管に報告すること。</p> <p>(5) 寄附の明細書を受領すること。</p> <p>(6) 帳簿及び書類の保存（3年間）をすること。 以下、出納責任者の職務内容の概要並びに選挙運動費用について記述します。</p>	<p>法189</p> <p>法186</p> <p>法191</p>
<p>3 支出金額の最高額の決定</p> <p>出納責任者を選任した者は、文書で、出納責任者の支出することができる金額の最高額を定め、選任者と出納責任者がともに署名押印しなければなりません。</p>	<p>法180②</p>
<p>4 会計帳簿の整備</p> <p>出納責任者は、会計帳簿を備え、これに選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入並びに支出について記載しなければなりません。この記載は次の事項について行っていただくわけですが、この会計帳簿の記載の方法は、収支のバランスをとることが目的ではなく、選挙公正の原則により資金を公開することが目的ですから、一般の場合と全く異なっています。</p> <p>(1) 選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）</p> <p>(2) (1) の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（労務、資材等の無償提供による金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額）及びその年月日</p> <p>(3) 選挙運動に関する全ての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）</p> <p>(4) (3) の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及びその年月日</p>	<p>法185</p>
<p>5 会計帳簿の記載要領</p> <p>出納責任者は、前記の会計帳簿に記載された内容をそのまま収支報告書に転記して前述の期限（4月28日）までに提出していただくことになります。</p> <p>収入は、<u>ア 寄附</u> <u>イ その他の収入</u> に分類して記載します。支出に関しては、公職選挙法施行規則別記様式第30号（2支出簿）の備考で、選挙運動費用を10項目（<u>ア 人件費</u> <u>イ 家屋費</u>（<u>ア</u>）<u>選挙事務所費</u> <u>（イ） 集合会場費等</u>）<u>ウ 通信費</u> <u>エ 交通費</u> <u>オ 印刷費</u> <u>カ 広告費</u> <u>キ 文具費</u> <u>ク 食料費</u> <u>ケ 宿泊費</u> <u>コ 雑費</u>）に分類しています。この分類によって例示したものを、別紙「選挙運動費用 収支報告書作成要領」にまとめていますので、参考にしてください。</p>	

6 収支報告書の記載及び提出

(1) 報告書の記載要領

収支報告書は、市選管のホームページから収支報告書のエクセルファイルをダウンロードしてください。パソコンなど電子機器を使用できない場合は、市選管へご相談ください。

なお、市選管から提供する様式等は下記のとおりです。

ア 選挙運動費用 収支報告書作成要領【PDF】 ※別紙、ホームページ

イ 収支報告書(記載例)【PDF】 ※別紙、ホームページ

ウ 収支報告書【エクセル】 ※ホームページのみ

先に記述しました会計帳簿の記載内容を選挙運動費用収支報告書にそのまま転記すればよいのですが、別紙「**選挙運動費用 収支報告書作成要領**」に記載要領や注意点をまとめているので、内容をご確認のうえ作成してください。

(2) 報告書の提出

① 選挙期日の告示の日まで、告示の日から選挙期日まで及び選挙期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを合せて精算し、選挙期日から15日以内（**4月28日（月）まで**）に第1回分として提出してください。

② 前述の第1回精算届出後において収支のあったときは、その分についてのみ費目ごとに記載し、**収支の日から7日以内**に第2回分として前回の合計額に加算して提出してください。

(3) 報告書の提出部数

報告書は紙で1部提出してください。

7 収支報告書の添付書類

報告書を提出するときは、別紙「**選挙運動費用 収支報告書作成要領**」に提出上の注意事項をまとめているので内容をご確認ください。

8 選挙運動費用とみなされない支出

選挙運動に要した費用は、原則的には、全て選挙運動費用の中に算入されますが、次に掲げるものは、選挙運動費用とみなされないことになっています。

(1) 立候補準備に要した支出で、公職の候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの（これは、候補者又は出納責任者が全然関知しないものですから、これを帳簿に記入して届出することができないので除外しています。）

(2) 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と**意思を通じてした支出以外のもの**
これは、第三者が候補者又は出納責任者と、全く意思の連絡がなく選挙運動を行

<p>った場合の支出を選挙運動費用から除外するものですが、実質上、電話並びにインターネット等を利用する方法による選挙運動に要した支出を除いては、出納責任者の文書による承諾がない以上は支出することができず、支出すれば罰則の適用を受けるので、このような側面から規制されています。</p> <p>(3) 候補者が乗用する船車等に要した支出（これは候補者本人に係る一切の交通費は費用に計上しないということです。）</p> <p>(4) 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出</p> <p>(5) 選挙運動に関して支払う、国又は地方公共団体の租税又は手数料（ただし、消費税は選挙運動費用として算入）</p> <p>(6) 公職選挙法第14章の3の規定により、政党その他の政治団体が行う選挙運動のために要した支出（ただし、当該団体の政治資金収支報告書に計上する必要があります。）</p> <p>(7) 主として選挙運動のために使用する自動車又は船舶のために要した支出（公費負担の適用の有無にかかわらず選挙運動費用の中に算入する必要はありません。）</p> <p>以上7項目が選挙運動費用から除外されておりますので、記載する必要はありません。なお、供託金も記載する必要はありません。また、候補者の日常生活と密接な関係にある費用は選挙運動費用から除外されます。例えば、「候補者の自宅を選挙事務所に使用したとき」などは費用に加算しなくて結構です。</p> <p>なお、これに類した実例・判例は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の自宅を選挙事務所に使用したときは費用に加算する必要はありません。 ○ 候補者の家族又は親族が労務を提供した場合は、時価に換算して計上すべきですが、本業の合間の短時間の労務の提供など見積もることが困難であるような場合は、加算する必要はありません。 ○ 労務者の傷害などに要した医療費は、加算する必要はありません。 ○ 選挙運動のために備えた椅子、机、ガラス等の破損弁償金のように通常の損料に属しないものは加算する必要はありません。 ○ 選挙運動員が従来から日常の生活に使用する自転車を使用した場合は加算する必要はありません。 ○ 選挙運動員が自己名義の定期乗車券を使用して運動した場合は、その費用は加算する必要はありません。 ○ 風雨による看板の復旧費は加算する必要はありません。 	<p>法197②</p>
--	--------------

<p>9 選挙運動に従事する者に支給できる実費弁償、選挙運動のために使用する労務者の報酬及び実費弁償等</p> <p>選挙運動に従事する者や選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償、報酬は、選挙運動費用が膨大にならないために、一定の制限が設けられています。 この制限に違反すると、買収の推定を受ける場合があります。</p>		法197の2 市規45		
区 分	報 酬	実費弁償	摘要	
選挙運動に従事する者	一般の選挙運動員	支給できない	<p>① 選挙運動事務員等届が必要 (18頁「選挙運動事務員等届」参照)</p> <p>② 人数制限あり (37頁「選挙運動に従事する者等に対する実費弁償及び報酬の支給」参照)</p>	
	選挙運動のために使用する事務員 〔選挙運動のために雇入れられた者で、選挙運動に関する事務に従事するものであり、街頭演説等選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれない。〕	1人1日につき 10,000円以内 ※あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者に限る。		<p>① 鉄道賃…鉄道旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>② 船 賃…水路旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>③ 車 賃…陸路旅行(鉄道旅行を除く。)については、路程に応じた実費額</p> <p>④ 宿泊料(食料2食分を含む。)…一夜につき12,000円</p> <p>⑤ 弁当料…1食につき1,000円、1日につき3,000円</p> <p>⑥ 茶菓料…1日につき500円</p>
	専ら選挙運動用自動車の上において選挙運動のために使用する者 〔いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者である。〕	1人1日につき 15,000円以内 ※あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者に限る。		
専ら手話通訳、要約筆記のために使用する者				
選挙運動のために使用する労務者 〔選挙運動を行うことなく、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う機械的労務(例えばポスター貼り、葉書の宛名書き及び発送、自動車の運転等)に従事する者である。〕	基本日額1人1日につき10,000円以内 〔超過勤務手当 1日につき上記の額の5割以内〕 弁当を提供した場合は、この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する。	<p>① 鉄道賃、船賃及び車賃…上記①②及び③に掲げる額</p> <p>② 宿泊料(食料を除く。)…一夜につき10,000円</p>		
<p>10 帳簿及び書類の保存</p> <p>出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を選挙運動費用収支報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。</p>		法191		

1 1 寄附の禁止

(1) 候補者等の寄附の禁止

法199の2

- ① 候補者等とは、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）をいいます。
- ② 候補者等は、時期を問わず当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附は禁止されます。ただし、次の場合は除かれます。

（注）「当該選挙区内にある者」とは、公職の候補者等の選挙区内に住所を有する者及び滞在している者をいいます。また、個人だけでなく会社、団体、国、県、市町村等も含まれます。

[禁止の対象外]

ア 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合

イ 候補者等の親族（六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族）に対してする場合

ウ 候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（以下「政治教育集会」という。）に関する必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。）としてする場合

（注）次のものは政治教育集会から除かれます。

（ア）参加者に対して供応接待が行われるようなもの

（イ）選挙区外で行われるもの

（ウ）任期満了前の日前90日に当たる日からその選挙の期日までの間

（以下「一定期間」という。）に行われるもの

なお、一定期間内は、上記のほか、その公職の候補者等に係る後援団体（当該公職の候補者等に係る資金管理団体を除く。）に対する寄附は禁止されます。

(2) 後援団体に関する寄附等の禁止

法199の5

- ① 後援団体とは、政党その他の団体又はその支部で、特定の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の候補者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動の主たるものであるものをいいます。
- ② 候補者等に係る後援団体は、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附は禁止されます。

[禁止の対象外]

ア 政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附

イ その支持・推薦する候補者等に対する寄附（金銭等に関する寄附は「選挙運動に関するもの」に限られます。）

ウ 当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関しする寄附。ただし、該当後援団体の行事又は事業であっても、当該選挙の一定期間内（任期満了前の日前90日間）は禁止されます。

また、花輪、供花、香典、祝儀、その他これらに類する寄附は常時禁止で

す。	
(3) 特定の寄附の禁止	法199
(4) 候補者等の関係会社等の寄附の禁止	法199の3
(5) 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止	法199の4
(6) 特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止	法200
(7) 政治資金規正法による寄附の規制	
① 会社、労働組合等の寄附の禁止 会社、労働組合等の全ての団体（政治団体を除く。）が、政治活動（選挙運動を含む。）に関して、公職の候補者及び候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対して寄附をすることは禁止されています。	規正法21
② 寄附の総額の制限	
ア 総枠規制	規正法21の3
イ 個別規制	規正法22
③ 寄附の質的制限	
ア 特定会社等の寄附の禁止	規正法22の3
イ 赤字の会社の寄附の禁止	規正法22の4
ウ 外国人等からの寄附の禁止	規正法22の5
エ 匿名等の寄附の禁止	規正法22の6
④ 寄附の斡旋に関する制限	規正法22の7

第10章 個人演説会公営施設一覧

1 学校及び公民館（法1号施設）……………73施設

施設名	住 所
宝塚市立東公民館	山本南2丁目5番2号
宝塚市立西公民館	小林2丁目7番30号
宝塚市立中央公民館	末広町3番53号
特別支援学校	市内1施設
公立学校・園	市内46施設
私立学校・園	市内23施設

2 地方公共団体の管理に属する公会堂（法2号施設）……………5施設

施設名	住 所
宝塚市立文化施設ベガ・ホール	清荒神1丁目2番18号
宝塚市立文化施設ソリオホール	栄町2丁目1番1号
宝塚市立中山台コミュニティセンター	中山桜台5丁目15番2号
宝塚文化創造館	武庫川町6番12号
宝塚市立文化芸術センター	武庫川町7番64号

3 市選挙管理委員会の指定する施設（法3号施設）……………29施設

施設名	住 所
宝塚市立共同利用施設長尾南会館	山本丸橋2丁目1番1号
宝塚市立共同利用施設安倉会館	安倉中2丁目2番1号
宝塚市立共同利用施設小浜会館	小浜5丁目11番21号
宝塚市立共同利用施設福井会館	福井町9番6号
宝塚市立共同利用施設小林会館	小林1丁目3番20号
宝塚市立共同利用施設鹿塩会館	鹿塩1丁目4番36号
宝塚市立共同利用施設中筋会館	中筋3丁目61番地
宝塚市立共同利用施設高司会館	高司2丁目14番6号
宝塚市立共同利用施設中山寺会館	中山寺2丁目6番2号
宝塚市立共同利用施設美幸会館	美幸町9番20号
宝塚市立共同利用施設山本台会館	山本台1丁目13番3号
宝塚市立共同利用施設売布会館	売布1丁目7番1号
宝塚市立共同利用施設川面会館	川面3丁目12番10号
宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館	花屋敷松ガ丘21番22号
宝塚市立共同利用施設泉町会館	泉町10番5号
宝塚市立共同利用施設旭町会館	旭町2丁目22番37号
宝塚市立共同利用施設仁川会館	仁川北3丁目2番3号

宝塚市立共同利用施設伊子志会館	伊子志1丁目6番27号
宝塚市立共同利用施設御所の前会館	御所の前町7番14号
宝塚市立共同利用施設米谷会館	米谷2丁目17番23号
宝塚市立共同利用施設亀井会館	亀井町10番17号
宝塚市立共同利用施設山本野里会館	山本野里2丁目5番29号
宝塚市立総合福祉センター	安倉西2丁目1番1号
宝塚市立地域利用施設御殿山会館	御殿山2丁目1番81号
宝塚市立地域利用施設南口会館	南口2丁目14番5-3号
宝塚市立地域利用施設美座会館	美座2丁目10番1号
宝塚市立地域利用施設光明会館	光明町10番24号
宝塚市立地域利用施設高松会館	高松町7番6号
宝塚市立地域利用施設西谷会館	大原野字炭屋1番1

第 1 1 章 政治活動 ※確認団体の申請は市長選挙候補者のみ

項 目	内 容	根拠法令
規制される団体	政党その他の政治活動を行う団体（以下「政治団体等」といいます。）	法201の9①
規制される区域	宝塚市内	法201の9①
規制される期間	4月6日（告示の日）から4月13日（選挙期日）まで	法201の9①
規制される政治活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 政談演説会の開催 2 街頭政談演説の開催 3 ポスターの掲示 4 立札及び看板の類の掲示（政治団体等の本部又は支部の事務所に掲示するものを除きます。） 5 ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布 （注）政治団体等のシンボルマークを表示するものの掲示又は頒布は、3～5の掲示又は頒布とみなされます。 6 宣伝告知（政治団体等の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）のための自動車及び拡声機の使用 7 連呼行為 8 掲示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除きます。）に特定候補者の氏名又は氏名類推事項の記載 9 機関紙誌における選挙に関する報道評論の掲載 10 公共施設における文書図画（新聞紙、雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。） 	<p>法201の9①</p> <p>法201の9①</p> <p>法201の9①</p> <p>法201の9①</p> <p>法201の9①</p> <p>法201の9①</p> <p>法201の13①</p> <p>法201の13①</p> <p>法201の15</p> <p>法201の13①</p>
選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去	告示の日の前に政治団体等の政治活動用ポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに当該ポスターを撤去しなければなりません。	法201の14
規制の解除	前々項により規制された政治活動のうち、確認団体が行う場合には、前々項の8を除き、9については、4月6日から4月13日まで、他については、4月6日から4月12日まで、一定の制限のもとに規制が解除されます。	<p>法201の9①</p> <p>法201の13①</p> <p>法201の15</p>
確認団体の意義	政党その他の政治団体で、所属候補者又は支援候補者（以下「候補者」という。）を有し、かつ、市選管の確認を受けたものをいいます。	<p>法201の9①</p> <p>法201の9③</p>

項 目	内 容	根拠法令
確認団体申請手続き	<p>1 政治団体確認申請書に候補者の氏名及び立候補届出年月日等を記載し、市選管に申請します。(支援候補者の場合は本人の同意書を添付)</p> <p>なお、国会に議席を有している政党以外の政治団体等にあつては、上記の申請書のほか、次のものを添付しなければなりません。</p> <p>(1) 綱 領 (2) 規 約 (3) 役員名簿 (4) 最近の予算書 (5) 政治資金規正法第6条の規定による届出書の写し</p> <p>2 市選管は、審査の結果、所定の要件を満たす政治団体等であると認めるときは、次の確認書等を交付します。</p> <p>(1) 確認書 1通 (2) 政治活動用自動車表示 1枚 (3) 政治活動用ポスター証紙交付票 1枚 (4) 政談演説会開催届 2枚</p>	<p>法201の9③ 令129の4②</p> <p>市規46 市規48 市規49 市規47</p>
政談演説会	<p>1 4月6日から4月12日までの間、2回開催することができます。</p> <p>2 事前に政談演説会開催届を市選管に提出しなければならない。政談演説会開催届は市選管から交付します。</p> <p>3 政談演説会告知のため、1の政談演説会について5枚以内の立札及び看板の類を使用することができます。 (市選管の交付する「政談演説会告知用立札看板の類の証」を貼付しなければならない。) (注) 「立札、看板の類の掲示」参照</p> <p>4 政策の普及宣伝のほか、従として候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説をもすることができます。</p> <p>5 他の選挙の投票日当日には、開催場所及び時間に一定の制限があります。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の11② 令129の5②市規47</p> <p>法201の9①</p> <p>法201の11⑧ 市規48</p> <p>法201の11①</p> <p>法201の12②</p>

項 目	内 容	根拠法令
街頭政談演説	<ol style="list-style-type: none"> 1 4月6日から4月12日までの間、停止した政治活動用自動車の車上及びその周囲において開催することができます。回数に制限はありません。 2 開催できる時間は、午前8時から午後8時までです。 3 政策の普及宣伝のほか、従として候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説をもすることができます。 4 演説の場所においては、連呼することができます。 5 学校、病院、診療所その他の療養施設周辺においては、静穏の保持に努めなければなりません。 6 他の選挙の投票日当日には、開催場所及び時間に一定の制限があります。 7 街頭政談演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。 	<p>法201の9①</p> <p>法201の12①</p> <p>法201の11①</p> <p>法201の13①</p> <p>法201の13②</p> <p>法201の12②</p> <p>法201の12③</p>
政治活動用自動車	<ol style="list-style-type: none"> 1 政策の普及宣伝及び演説の告知のための政治活動用自動車の使用できる台数は、政治団体等の本部及び支部を通じて1台です。 車種の制限はありません。 2 使用中は、市選管の交付した政治活動用自動車表示を常時掲げなければなりません。 3 乗車人員に制限はないが、交通法規に従わなければなりません。 4 自動車に立札、看板の類を取り付けて使用することができます。 	<p>法201の9①</p> <p>法201の11③ 市規48</p> <p>法201の9①</p>
政治活動用拡声機	<p>政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機は、次の場合のみ使用できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 政談演説会の会場 (2) 街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所 (3) 政治活動用自動車の車上 	<p>法201の9①</p>

項 目	内 容	根拠法令
政治活動用ポスター	<p>1 規格は長さ85cm、幅60cm以内で、<u>1,000枚以内の枚数を</u>掲示することができます。なお、<u>証紙は立候補の当日に配布します。</u></p> <p>2 ポスターには、その表面に<u>当該政治団体等の名称、掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載</u>しなければなりません。</p> <p>3 ポスターには、政策の記載のほか、候補者の選挙運動にわたる内容も記載することができます。<u>ただし、候補者の氏名又は氏名が類推される事項は記載できません。</u></p> <p>4 ポスターには、市選管が交付する<u>証紙を貼付</u>しなければなりません。</p> <p>5 証紙の交付を受けようとするときは、市選管が交付する「<u>証紙交付票</u>」にポスターの見本1枚を添え、市選管に提出しなければなりません。</p> <p>6 国、地方公共団体が所有、管理するもの及び不在者投票管理者の管理する投票記載所には貼付できません。</p> <p>7 他人の物件に掲示するときには、その居住者等の承諾を得なければなりません。</p> <p>8 4月12日までに掲示したポスターは、4月13日（選挙当日）も掲示しておくことができます。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の11⑤</p> <p>法201の9②</p> <p>法201の11④</p> <p>市規49</p> <p>法201の11⑥</p> <p>法201の11⑥</p> <p>法201の11⑦</p>
立札、看板の類の掲示	<p>1 政談演説会告知用のものは一の政談演説会ごとに、立札、看板の類を通じて5以内掲示することができます。 (市選管の交付する「<u>政談演説会告知用立札看板の類の証</u>」を貼付しなければなりません。)</p> <p>2 政談演説会会場内で使用するものについては数の制限はありません。</p> <p>3 政治活動用自動車に取り付けて使用することができます。</p> <p>4 1の看板等には、その表面に<u>掲示責任者の氏名及び住所を記載</u>しなければなりません。</p> <p>5 国、地方公共団体の所有、管理するものには掲示できません。 ただし、これらの施設が政談演説会場であるときは、開催当日に限り差し支えありません。</p> <p>6 政談演説会が終了したとき、又は政治活動用自動車の使用をやめたときは、直ちに撤去しなければなりません。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の11⑧</p> <p>市規48</p> <p>法201の9①</p> <p>法201の11⑨</p> <p>法201の11⑥</p> <p>規則31の3</p> <p>法201の11⑩</p>

項 目	内 容	根拠法令
ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布	<p>1 <u>ビラは頒布できるが散布はできません。頒布できるのは4月6日から4月12日までで、あらかじめ市選管に頒布しようとするビラの見本を添えて届け出た2種類以内のものに限られます。枚数制限はありません。</u></p> <p>2 <u>記載内容は、政治活動のほか候補者の選挙運動のためにも使用できるが、候補者の氏名又は氏名が類推される事項は記載できません。</u></p> <p>3 <u>ビラには、表面に当該政治団体等の名称、掲示責任者の氏名と住所、印刷者の氏名と住所、及び市長選挙の政治活動用のビラである旨を表示する記号を記載しなければなりません。</u> （例 ○○党宝塚市長選挙法定ビラ第○号）</p>	<p>法201の9① 市規53</p> <p>法201の9②</p> <p>法201の11⑤</p>
連呼行為	<p>1 <u>連呼行為が許されるのは次の場合に限られます。</u> (1) 政談演説会の会場内である場合 (2) 街頭政談演説の場所においてする場合 (3) 午前8時から午後8時までの間で、政治活動用自動車の上である場合</p> <p>2 <u>連呼は政治活動のためのものに限られ、選挙運動にわたる連呼はできません。</u></p> <p>3 <u>他の選挙の投票日当日には一定の制限があります。</u></p> <p>4 <u>学校、病院、診療所その他の療養施設周辺においては、静穏の保持に努めなければなりません。</u></p>	<p>法201の13①</p> <p>法201の12②</p> <p>法201の13②</p>
掲示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）における特定候補者の氏名又は氏名類推事項の記載	<p>1 <u>政治活動として頒布又は掲示する一切の文書図画には特定の候補者の氏名又は氏名類推事項を記載できません。</u></p> <p>2 <u>確認団体、非確認団体を問わず、すべての政治団体等が規制の対象となります。</u></p> <p>3 <u>市長選挙に限らず、すべての選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで禁止されます。</u></p>	<p>法201の13①</p>

